

議案第十五号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂出 雅己

昭和四十七年参月拾八日原案可決

三朝町議会議長牧田禎



三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中町長補助機関、教育委員会及び合計の項を次のように改める。

| | | |
|--------|-------------------------|------------------------------------|
| 町長補助機関 | 事務吏員 技術吏員 その他の職員 | 通じて一〇〇人 内二人は併任とし、本務職員を置かないものとする |
| 教育委員会 | 教 育 長 事務吏員 その他の職員 | 通じて 二一人 |
| 合 計 | 一五九人 | |

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。